289030	2	289031	2
289032	2	289034	2
289037	2	289039	2
290001	2	290002	2
290005	2	290008	2
290009	2	290011	2
290013	2	290017	2
290018	2	290023	2
290025	2	290027	4
290029	2	290033	4
290035	2	290036	4
290037	2	290038	2
290044	2	290046	1, 2
290051	2	290052	2
290054	4	290058	2
290060	2	290063	1, 2
290066	2	290067	1, 2
290078	2	290081	2
290082	2	290085	2
290086	2	290087	2
290088	2	290092	1, 2
290094	2	290095	2
290096	2	290099	2
290103	2	290104	2
290107	2	290108	2
290112	2	290115	1, 2
290119	2	290122	2
290126	4	299001	2
299003	2	299004	2
299005	2	299006	2
299007	2		

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　　彰

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であつて、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

三　計器飛行証明

四　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成25年１月20日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成24年12月12日（水）から平成24年12月18日（火）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成24年12月19日（水）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

決　算

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成24年度の平成24年９月末における国庫歳入歳出状況は、次の通りである。

平成 24 年 11 月 30 日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	42,346,000,000	4,856,162,731	2,197,856,268	7,054,019,000	△35,291,980,999	16.6
租税	41,314,000,000	4,771,929,657	1,893,822,943	6,665,752,600	△34,648,247,399	16.1
所得税	13,491,000,000	2,745,671,737	1,426,662,046	4,172,333,784	△9,318,666,215	30.9
法人税	8,808,000,000	22,107,689	—	22,107,689	△8,785,892,310	0.2
相続税	1,430,000,000	104,371,162	131,926,658	236,297,821	△1,193,702,178	16.5
消費税	10,423,000,000	844,622,256	—	844,622,256	△9,578,377,743	8.1
酒税	1,339,000,000	209,467,019	23,800,929	233,267,949	△1,105,732,050	17.4
たばこ税	945,000,000	140,931,932	117,048,789	257,980,722	△687,019,277	27.2
揮発油税	2,611,000,000	423,891,724	9,748,616	433,640,340	△2,177,359,659	16.6
石油ガス税	11,000,000	1,114,786	703,797	1,818,584	△9,181,415	16.5
航空機燃料税	44,000,000	7,048,812	4,819,208	11,868,021	△32,131,978	26.9
石油石炭税	546,000,000	91,590,511	—	91,590,511	△454,409,488	16.7
電源開発促進税	329,000,000	49,848,979	27,130,968	76,979,947	△252,020,052	23.3
自動車重量税	417,000,000	32,626,354	35,015,557	67,641,912	△349,358,087	16.2
関税	910,000,000	97,739,813	114,466,112	212,205,926	△697,794,073	23.3
とん税	10,000,000	893,202	2,498,741	3,391,943	△6,608,056	33.9
地価税	—	20	112	133	133	—
旧税	—	3,652	1,404	5,056	5,056	—
印紙収入						
印紙収入	1,032,000,000	84,233,073	304,033,325	388,266,399	△643,733,600	37.6
官業益金及官業収入						
官業収入	16,683,036	1,350,260	6,698,144	8,048,405	△8,634,630	48.2
政府資産整理収入	152,191,337	5,408,579	62,624,776	68,033,355	△84,157,981	44.7
国有財産処分収入	100,534,967	2,898,437	26,029,143	28,927,580	△71,607,386	28.7
回収金等収入	51,656,370	2,510,141	36,595,632	39,105,774	△12,550,595	75.7
雑収入	3,575,057,138	76,311,356	2,472,918,100	2,549,229,456	△1,025,827,681	71.3
国有財産利用収入	69,779,956	3,674,202	41,068,988	44,743,190	△25,036,765	64.1
納付金	581,436,140	11,589,671	238,484,095	250,073,766	△331,362,373	43.0
諸収入	2,923,841,042	61,047,482	2,193,365,016	2,254,412,499	△669,428,542	77.1
公債金						
公債金	44,244,000,000	530,300,004	2,426,899,357	2,957,199,362	△41,286,800,637	6.6
合計	90,333,931,511	5,469,532,932	7,166,996,647	12,636,529,580	△77,697,401,930	13.9